下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。 令和7年2月18日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度生活困窮者自立相談支援事業等業務委託

(2) 業務内容

以下アからウまでの業務を一体的に実施する。

ア 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の相談に広く対応し、生活、就労及び居住等に関する問題の解決を図るための支援 並びに各種支援制度の利用について関係機関との連絡・調整を行う。

イ 生活困窮者家計改善支援事業

家計に問題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、当該相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再建に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する能力を高め、早期に生活が再建されるよう、他の関係機関との連携を含めた支援を包括的に行う。

ウ 生活困窮者居住支援事業

住居のない生活困窮者に対し、一時的な住居、食事、衣服の提供等を行う。

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年省令第16号)第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第 2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が 暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力 団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約 その他の契約を締結している者
- 4 委託額

委託業務に係る委託額は、54,278,000円(消費税等を含む。)を上限とする。

5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課生活保護班

- 6 手続等
 - (1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館5階

電話番号 054-221-2326

Eメール chifuku@pref. shizuoka. lg. jp

(2) 実施要綱、仕様書及び審査基準の配布

ア 配布日時

令和7年2月18日(火)から同年3月3日(月)まで

イ 配布場所

静岡県地域福祉課ホームページ

(https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shakaifukushi/seikatsuhogo/index.html)

(3) 参加意思表明書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加意思表明書(様式第1号)を提出すること。

ア 提出期限

令和7年3月3日(月)午後5時必着

イ 提出方法

上記(1)に電子メールにて提出

(4) 企画提案書等の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

詳細は実施要綱による。

イ 提出期限

令和7年3月6日(木)午後5時(必着)

ウ 提出方法

上記(1)に書留郵便又は持参

(5) 提出書類による企画提案の説明

ア目時

令和7年3月11日(火)の指定した時間

イ 場所

静岡県庁別館2階第1会議室A

ウ 詳細な時間については、該当者に対して通知する。

7 その他

- (1) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和7年度静岡県一般会計予算の成立を条件とし、契約締結日は令和7年4月1日とする。
- (2) 詳細は実施要綱、仕様書、審査基準による。
- (3) 説明会は行わない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 次に掲げる事項に該当する場合は、失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - イ 静岡県職員又は本プロポーザルに関係ある者と本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合
- (6) 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。
 - ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書 (別に示す様式)
 - イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての 下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(別に示す様式)の写し
- (7) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。